

学 位 論 文 題 名

日本国憲法およびヨーロッパ人権条約における生命権に関する比較研究

——とくに死刑および安楽死・尊厳死をめぐって——

学位論文内容の要旨

本論文は、日本国憲法とヨーロッパ人権条約の生命権を、それぞれの学説や判例を通して、比較し検討するものである。日本国憲法第一三条は生命に対する権利を規定しているが、最高裁は、生命権についての詳しい憲法解釈を示しておらず、憲法学説も、生命権の内実を必ずしも明らかにしていない。他方では、ヨーロッパ人権条約の人権保障システムは、条約第二条の生命権についての判断を通して、生命権の性格、内容、基準などを示している。そこで、本論文では、日本国憲法およびヨーロッパ人権条約における生命権を考察するものである。

本論文は、二つの部分に大きく分かれている。第一に、憲法における生命権に関する学説および解釈・運用、とくに死刑および安楽死・尊厳死をめぐるとの学説および判例（第一編）であり、第二に、ヨーロッパ人権条約における生命権に関する制定の経緯および解釈・運用（第二編）である。

第一編第一章は、まず、憲法における生命権についての学説および判例を紹介し検討するものである。とくに一九六〇年代の種谷春洋教授の生命権論は、評価に値しうる。また、生命権が社会権的な性格をも有しているという桜田誉説および「国の基本権保護義務」についての小山剛説も注目される。同第二章は、死刑についての憲法学説を考察し、それについての判例を検討するものである。とくに、憲法第三一条は「死刑との深い関わり」をもたなくなり、「憲法と死刑」の舞台で脇役になるという根森健教授の違憲論が注目される。さらに、同第三章は、安楽死または尊厳死が憲法学説によってどのように評価されているのか、また判例によってどのように解釈されているのかなどを整理し検討するものである。とくに、安楽死または尊厳死に関わる「死ぬ権利」または「自殺権」は、ヨーロッパ人権条約第二条の生命権において議論されている「限定される死ぬ権利」に比較すると、日本の学説や判例で否定されている点は注目される。

第二編第一章は、ヨーロッパ人権条約の準備文書に基づき、ヨーロッパ人権条約第二条の制定時の経緯、とくに法の一般原則との関連性を、明らかにするものである。同第二章は、ヨーロッパ人権条約第二条第一項の第一文と第二文についての解釈・適用、とくに生命権の保護範囲および「生命を奪われない」という法原則を、整理し検討するものである。要するに、ヨーロッパ人権条約第二条の生命権の保護範囲について、ヨーロッパ人権条約の人権保障システムは、すでに国の積極的な義務について多くの申立を受理してきた

が、積極的に肯定した判断が未だ存在していない。しかし、ヨーロッパ人権条約に大きな影響を与えた国際人権規約に基づき解釈を行う規約人権委員会は、いくつかの意見において国の積極的な義務を認める判断を下した。また、人権裁判所も、ヨーロッパ人権条約の他の条項に関する判決において、「発展的な解釈」を通して、国の積極的な義務を肯認した。なお、故意の殺害または不本意の殺害の双方は、ヨーロッパ人権条約第二条の生命権保護に違反しうることを明らかにした。同第三章は、第二条第二項の生命権保護の例外についての解釈・適用、とくに「絶対に必要」基準について考察するものである。「絶対に必要」基準とは、①「実力の行使が厳格に比例しているかどうかの評価は、その追求された目的の性質、その状況における生命と身体への危険、および実力の行使による生命の喪失の危険に注意が払われなければなら」ず、②「あらゆる関連性のある状況に適切な注意を払われなければなら」ず、そして③「民主的社会において必要」であるかどうかを決定する際には、厳格な基準を用い、「やむにやまれない場合にのみ、実力行使を認める」べきである、ことを意味している。同第四章は、反対しない容認から廃止までの死刑についての解釈・適用を検討するものである。とくに、「たとえその国が（平時の死刑廃止に関するヨーロッパ人権条約の）第六議定書を批准していないとしても、……死刑を科される危険を招く……状況において、その者を引き渡すことは、ヨーロッパの裁判基準に調和せず、しかもヨーロッパの公の秩序に反する」という人権裁判所のDe Meyer裁判官の意見が、ヨーロッパ人権条約第二条の死刑規定に関しては注目されていることが明らかにされている。同第五章は、生命権の始期および終期についての解釈・運用を、とくに妊娠中絶および安楽死という文脈において、検討するものである。さらに、ヨーロッパ人権条約第二条の生命権のもとでは、「死ぬ権利」や安楽死の問題について、自己決定に関する議論が見られる。第二編の「おわりに」で、生命権についての論述をまとめ、さらに生命権についてヨーロッパ人権条約とその他の国際人権条約との相互関連性について付言する。

最後に、以上のような整理・分析から、日本国憲法における生命権を考えるにあたって、次のような点を指摘できる。

第一に、生命権論については、生命権の積極的な義務および生命権の限界についてのヨーロッパ人権条約第二条に関する「絶対に必要」基準が注目に値することである。

第二に、死刑については、ヨーロッパ諸国での廃止の傾向が目立っているだけでなく、手続および実体面での死刑の理論的限定が注目される。

第三に、安楽死または尊厳死については、生命権の絶対的性格が認められているが、自己決定にかかわる生命権についてはその裁量的な性格も議論されている。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 中 村 睦 男

副 査 教 授 岡 田 信 弘

副 査 教 授 白 取 祐 司

学 位 論 文 題 名

日本国憲法およびヨーロッパ人権条約における生命権に関する比較研究

——とくに死刑および安楽死・尊厳死をめぐる——

本論文は、ヨーロッパ人権条約および日本国憲法における生命権をめぐる議論を網羅的にとりあげて、比較検討しながらその内容を明らかにするものである。

日本国憲法において生命権の手がかりになる規定は、「生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とする第13条である。個別の人権規定としての「生命権」ないし「生命に対する権利」が存在しないために、日本では生命権の議論は、学説上もまた裁判上も十分になされているわけではない。これに対して、ヨーロッパ人権条約では、第2条で、「生命に対する権利」を明文で規定するとともに、「何人も故意にその生命を奪われることはない」とし、その例外として、裁判所の宣告する死刑判決の執行、さらには、(a)不法な暴力から人を守るため、(b)合法的な逮捕または抑留した者の逃亡を防ぐため、(c)暴動または反乱を合法的に鎮圧するために、「絶対に必要な」実力の行使があげられている。その結果、条約の制定過程での議論、ヨーロッパ人権裁判所の判例や人権委員会の判断などのなかで、生命権の内容が具体的に明らかにされている。

第1編では、まず、日本国憲法における生命権をめぐる学説の展開の跡をたどり、生命権の内容がより具体的になり、また、生命権が単なる自由権ではなく、社会権的側面を持ち、さらに私人間にも適用されるよう国家に保護義務を課しているものとする。また、生命権に言及した判例および裁判上の主張を網羅的に紹介している。つぎに、生命権が問題になる具体的事例として、死刑と安楽死・尊厳死を取り上げ、学説と判例を詳細に検討している。死刑については、第31条が死刑の存在を前提にしているという通説的見解に対して、「個人の尊厳」や「人間の尊厳」と結びついた第13条の生命権を一つの根拠として死刑を違憲とする見解や違憲としないまでも死刑の適用基準を厳しく解する見解などの新しい学説を肯定的に紹介している。安楽死・尊厳死については、自己決定権の観点から、生命権の限界を認める方向が示唆されている。

第2編では、ヨーロッパ人権条約における生命権を取り上げている。まず、条約の生命権の制定過程を条約の準備文書を資料に詳細に検討して、規定を詳細に定めることを主張した定義主義と一般原則の列挙を主張した列挙主義との論争のなかで妥協案として現在の規定が成立したことが明らかにされている。つぎに、ヨーロッパ人権裁判所の判例や人権委員会の判断を素材にして生命権の解釈と運用を明らかにしている。そこでは、生命権に対する国の積極的義務を肯定した判断は未だ見られないが、人権条約の他の条項については、「発展的な解釈」を通して、国の積極的な義務を肯定する人権裁判所の判決が存在するとされている。さらに、生命権保護の例外についての第2条が規定する「絶対に必要」の基準に関しては、人権委員会は、実力の行使が認められた目的の達成に厳格に比例していることが必要であり、そして、生命権の剥奪に関する「あらゆる関連性のある状況に適切な注意を払われなければならない」と判断している。

最後の「おわりに」では、日本国憲法とヨーロッパ人権条約の生命権の比較検討を行い、双方とも死刑の存在を前提にしているが、手続および実体両面にわたって死刑を限定する理論が有力になっていること、安楽死・尊厳死の議論では、自己決定権から生命権の限界を考えるようになってきていること、生命権の例外を判断する「絶対に必要」の基準が日本の警察官職務執行法の武器使用の要件の判断にも妥当することなどが指摘されている。

以上のような内容の本論文に対して、審査委員会は、次のような理由で博士（法学）に値するものと判断した。第1に、生命権に関する日本およびヨーロッパ人権条約の議論を網羅的に検討したことは、総花的で個々の問題への突っ込みが足りないという批判も可能であるが、生命権の議論の全体像を明らかにしたことが評価されること、第2に、ヨーロッパ人権条約の生命権の制定過程および解釈と運用の実際の解明については、日本での先人の業績がなく学界への貢献が大きいこと、第3に、ヨーロッパ人権条約の「絶対に必要」の基準が日本法の解釈への示唆になりうることを明らかにしたことである。